

型式承認申請ガイド  
(非自動はかり)

2022年9月1日改正

この型式承認申請ガイドは、型式承認の取得を目的とする製造事業者、輸入事業者及び外国製造事業者が、円滑に申請を行うことができるよう作成したものである。なお、型式の申請については、計量法『特定計量器検定検査規則』第三節〈型式の承認〉第一款〈申請等〉、及び、『国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』に従って行うものであり、本申請ガイドはそれを補足する位置づけにある。

型式承認の取得に関する技術的な内容については、以下の通りです下記にお問い合わせください。型式承認の申請事前相談にも対応しております。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所  
計量標準総合センター  
工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ  
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3-1  
TEL 029-861-4057 FAX 029-861-4055

申請及び届出などの事務手続きについては、下記にお問い合わせください。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所  
計量標準総合センター  
計量標準普及センター 標準供給保証室  
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3-9  
TEL 029-861-4026 FAX 029-861-4018

## 1. 型式承認の標準処理期間

- (1) 申請から承認までの標準処理期間は最長90日間(特定計量器検定検査規則第71条第1項第4号)。
- (2) 申請に係る特定計量器が同種のものに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技術基準の導入が成されていることその他の理由より試験期間の延長を特に有するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して6月を超えない期間とすることができる(特定計量器検定検査規則第71条第2項)。

## 2. 型式承認に必要な書類、資料及び提出器物

## 2.1 書類

## (1) 申請書

下記のURLより、適宜必要な申請書等(書式)をダウンロードして、ご利用ください。

<https://unit.aist.go.jp/qualmanmet/metrolqual/legal/katashiki/>

## (2) 申請書への添付資料

申請書への添付資料は、次のとおりとする。

OIML適合証明書発行機関によるOIML-CS 証明書、OIML MAA適合証明書、OIML適合証明書(MoU)及び産総研依頼試験報告書及びTest Reportは写しでも可とする。

申請書への添付資料	完成はかり (ひょう量 300kg以下)		完成はかり (ひょう量300kg超え =モジュール評価)	
	レベルL	レベルH	レベルL	レベルH
OIML R76-1:2006(非自動はかり) 以下のいずれか ・OIML-CS 証明書、及びTest Reports (Evaluation Report) ・OIML MAA 適合証明書及び Test Reports ・OIML 適合証明書及び Test Reports (MoU)	○		○	
OIML R76-1:1992(非自動はかり) 以下のいずれか ・OIML-CS 証明書及びTest Reports ・OIML MAA 適合証明書及び Test Reports ・OIML 適合証明書及び Test Reports (MoU)	○	△	×	×
OIML R60:2000(ロードセル) 以下のいずれか ・OIML-CS 証明書及びTest Reports (Evaluation Report) ・OIML-MAA 適合証明書及び Test Reports ・OIML 適合証明書及び Test Reports (MoU) ・産総研依頼試験報告書	△	△	○	△
指示計又はターミナル 産総研依頼試験 試験報告書	△	△	○	○

○:添付資料の活用が可能 , △:添付資料の活用が部分的に可能 , ×:添付資料の活用は不可  
※OIML MAA適合証明書及びOIML適合証明書は、その証明書の発行日によって、活用ができない場合がある。

## (3) OIML適合証明書発行機関等

下記に定めるOIML適合証明書発行機関が行った試験結果(Test Report)によっては、試験を省略することができる。

なお、各OIML適合証明書等の情報については、以下のURLをご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/33\\_kokujikaisei\\_rireki.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/33_kokujikaisei_rireki.html)

## 2.2 資料

提出資料等については次に掲げる内容とする。

## (1) 用紙の大きさ、書式

用紙の大きさは日本産業規格(JIS)A4版とする。ただし、A3版でも可。

書式は特に問わないが、言語は日本語を基本とする。英語の部分的使用は可とする。

## (2) 承認に係る図面

提出資料の内、承認に係る図面には、当所規定の図名及び頁数(総紙数〇枚の内〇)を記載する。記載場所は任意とし、図面右下を推奨とする。(例:型式承認図書を参照)

・申請者による管理番号等(図面番号、図名、作成者名、作成日)の記載は可。

・提出部数は「新規型式」、「承認型式」、「軽微変更届出」何れの場合も2部とする。

・承認に係る図面は次の表のとおりとする。ただし、「軽微変更届出」の場合は、該当する図面のみとする。

図名	完成はかり	モジュールの組合せによる完成はかり (証明書等により、試験を要しないもの)
仕様一覧表	○	○
付加機能一覧表	○	○
外観図 (6面体又は3面体図:荷重受け部の寸法は必須)	○	○
検出機構図(ロードセル等の検出器の寸法図)	○	×
表示機構図	○	×
構造図及び作動原理図 (部品の構成及び配置がわかる図)	○	○ (載せ台部)
ブロック図 ※電磁環境試験レベルHでは、 ソフトウェアのブロック図も含む	○	×
電気回路図(計量特性に係る部分)	○	×
回路基板図	○	×
銘板図 ※表示部付近の表記も含む	○	○
封印指定図 ※電磁環境試験レベルHでは、 ソフトウェア識別の確認方法も含む	○	○

○:必要 , ×:不要

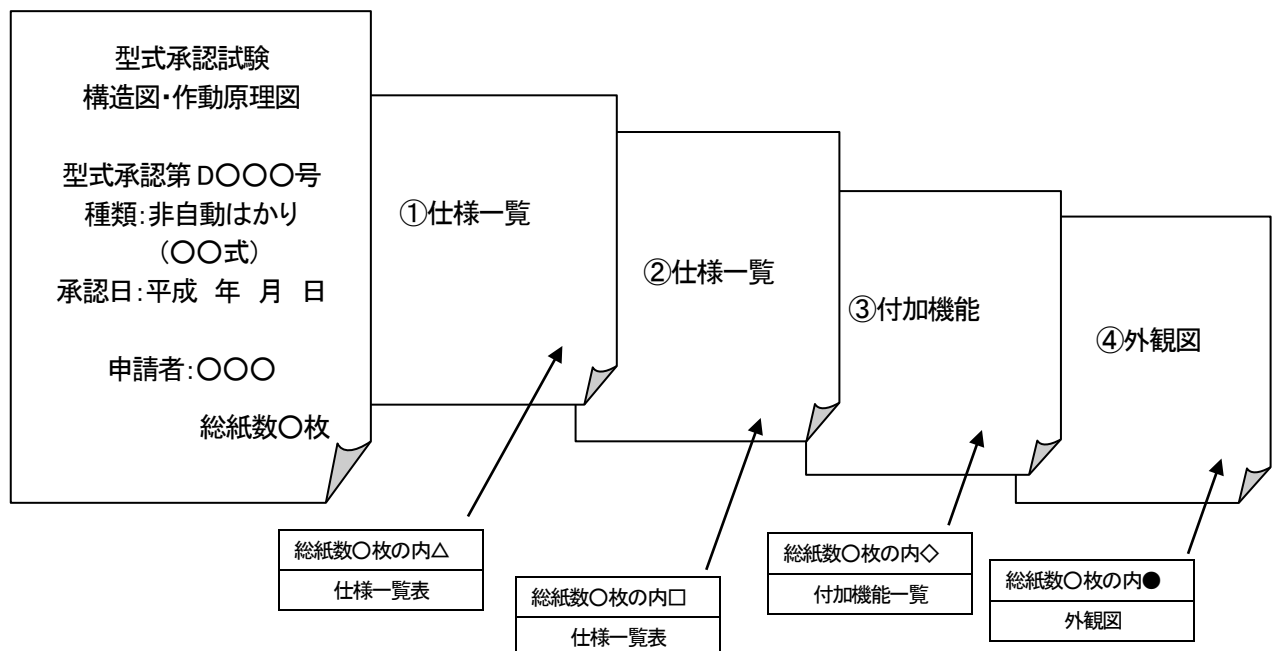
(3) 別途資料

承認に係る図面以外の資料は以下による。

別途資料	完成はかり	OIML適合証明書又は MAA-OIML適合証明書 におけるTest Report を活用		モジュールの組合せに よる完成はかり (証明書等により、試験 を要しないもの)	
		レベルL	レベルH	レベルL	レベルH
取り扱い説明書(操作マニュアル)	○	○	○	○	○
校正・キャリブレーション等の操作説明書	○	○	○	○	○
社内試験データ(JIS B7611-2の規定)	△	△	△	—	—
JISB7611-2附属書JCのチェックリスト	○	—	—	—	—
非自動はかり及びそのモジュールに関連する 装置のソフトウェアについての提出書類の様式	○ (レベルHのみ)	—	○	—	—
JISB7611-2附属書Fの適合性チェック (7.2参照)	—	—	—	○	○

○:必要 , ×:不要 , △:推奨(必須ではない) , —:該当しない

## 例:型式承認図書



### 2.3 提出器物及び試料

- (1) JIS B7611-2:2015の5.10.4に基づき選定された試験器物(※同一型式の提出器物は基本的に3台まで)
- (2) インターフェース毎に接続可能な外接機器及びその接続ケーブル(該当する場合)

### 2.4 手数料

以下URLの「手数料 型式承認試験手数料一覧」をご覧ください。  
<https://unit.aist.go.jp/qualmanmet/metrolqual/legal/katashiki/>

### 3. 型式承認の種類別及び同一型式の取り扱い

非自動はかりの型式承認の種類別及び同一型式の取り扱いは、『国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』における別紙 2-1(非自動はかり・検出部が電気式)及び別紙 2-2による。

[https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource\\_images/aist\\_j/outline/comp-legal/pdf/keiryohououkanren.pdf](https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/keiryohououkanren.pdf)

同一型式については、同様の構造、同様のひょう量のものとし、例えば、トラックスケールと台はかりは別型式として扱う。

### 4. 自治体が行う検定等を円滑に実施するための情報

検定業務を実施する自治体から円滑な業務実施を行うべく、検定時に必要な資料の提出を要望されています。以前、承認された特定計量器の型式承認図書である「構造図・作動原理図」のうち、検定等実施の際に必要なものとして提出いただいた「抜粋図面」と同様な資料(以下(1)～(13)に掲げる承認された非自動はかりの型式承認図書の内容に関連する情報)をご提出ください。

なお、ご提出いただいた情報は、電子ファイル(pdf)によりメール等で、要望のあった自治体に対して、送付いたします。以下に掲げる内容が含むものであれば、様式等は問いませんが、電子ファイルで送付しますので、可能な限り電子ファイル(pdf、wordなど)によるご提出をお願いします。

#### ●承認された非自動はかりの型式承認図書の内容に関連する情報

- (1) 特定計量器名: 非自動はかり
- (2) 承認製造事業者名:
- (3) 型式承認番号: DXXXX
- (4) 承認の種類: 新規型式、承認型式、軽微変更のいずれか
- (5) 承認日(軽微変更の場合、届出日): 平成XX年XX月XX日
- (6) 形式名(シリーズ型番等)、ひょう量、目量、精度等級
- (7) 風袋引き装置、零トラッキング装置の有無
- (8) 表記銘板等の様式、表記箇所
- (9) 封印方法(鉛玉、パスワードなど)、封印箇所
- (10) ソフトウェア番号※レベルHのみ

モジュールの組合せによる完成はかりの場合、

- (11) 指示計の製造事業者名、型式名(型番など)
- (12) ロードセルの製造事業者名、型式名(型番など)、個数、精度等級、1000の単位で表した検定目量の最大数

**注記:** 軽微変更の場合、検定等実施の際に必要な上記に掲げる内容(6.～12.)の情報に変更が無い場合には提出の必要はない。

## 更新履歴

- ・2022年9月1日更新の主な改正点  
全面改訂
  
- ・平成24年1月7日更新の主な改正点
  - (1)自治体が行う検定等を円滑に実施するための情報の追加(8項の追加)
  
- ・平成22年6月15日更新の主な改正点
  - (1)大型はかりの型式承認申請に対応(モジュール評価を追加)
  - (2)手数料の変更(新規型式の手数料見直し及び承認型式の変更における手数料の減額を追加)
  - (3)承認図面の変更(提出部数及び内容)
  - (4)同一型式について規程別紙を変更(提出器物の台数の言及も追加)